

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

変 更

令和7年8月一部変更
(平成27年12月一部変更)
(平成20年8月一部変更)
(平成15年3月)

三 重 県

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向	1
1-1 海岸整備の基本方向	1
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域	2
2-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	2
(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	2
(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	2
2-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	2
(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	2
(2) 海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域	2
3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要	3

第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第 1 章では、三河湾・伊勢湾沿岸全体を対象に、沿岸保全に関する基本理念、基本方針、施策について海岸管理者・関係組織・地域住民・NPO 等が協働・連携して行う総合的な視点から定めた。

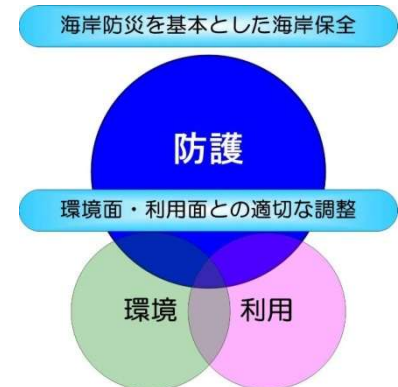
第 2 章では、海岸管理者が行う海岸整備について、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と施設の種類や施設による受益地域などを定める。なお、第 1 章で設定した防護・環境・利用に関する事項は、施設整備の際に十分配慮されることが前提となる。

ここで、「海岸保全施設」とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

1-1 海岸整備の基本方向

第 1 章 3-5-1 で述べたように、海岸管理者は海岸保全施設の整備と管理、及びソフト対策を通じて、海岸災害から海岸及びその背後地の人口・資産を防護することを第 1 の目的とし、対象となる地域・地区の特性を検討した上で施策を実行する。



2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

2-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮による災害への懸念や、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。

② 自然豊かな海岸の整備

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮する。

③ 親しまれる海岸の整備

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、現時点で高潮、侵食及び地震・津波等に対する防護の必要性がある地域を有する地区海岸とする。

2-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的事項

(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域とする。

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

「海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」として選定した個別海岸及び「海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域」における海岸保全施設の種類、規模及び配置を一覧表に示す。

なお、ここに示した内容については、整備及び維持修繕の概略であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や計画諸元等を決定していくものとする。

また、海岸保全施設の整備によって高潮や地震・津波による災害から防護される地域及びその状況について示す。

「海岸保全施設の整備概要一覧表」への記載事項

記載事項	記載内容
市町名	対象海岸の位置する市町
管理者（所管）	対象海岸の管理者
ゾーン種別	対象海岸のゾーン種別
整備の方向性	対象海岸の整備の方向性
施設の種類	対象海岸における既存及び整備を行う海岸保全施設の主な種類 ※施設の種類は以下の分類で主たる施設のみを記載 ・堤防、護岸、胸壁 ・離岸堤、人工リーフ ・突堤 ・砂浜 ・樋門、樋管、水門、陸閘
新設・改良	新設又は改良する施設
規模（現況）	対象海岸における現況の海岸保全施設の延長・天端高
受益の地域 及びその状況	背後地（防護区域内）の主な土地利用等
維持又は修繕の方法	巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の考え方

整備計画図の記載事項

記載内容
海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域
海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域
受益の地域

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	木曽岬町	三重県 (水管理・国土保全局)	木曽岬海岸 木曽岬地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	742 m	7.5	木曽岬町の一部	原野・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
2	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	長島海岸 長島地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,384 m	8.5	桑名市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	17 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	45 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
3	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	桑名海岸 城南第2地区	桑名・四日市 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・各種イベント等の海岸利用との調整	堤防	○	2,629 m	7.5	桑名市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
4	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	桑名海岸 城南第1地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	2,443 m	7.5	桑名市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
5	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越北地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,084 m	7.0~ 7.5	川越町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
6	川越町	川越町 (水産庁)	川越漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	418 m	7.1~ 5.4	川越町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械器具等を良好な状態に保つよう、年1回程度の定期点検を行う。
7	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越南地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,957 m	7.0~ 7.5	川越町の一部	企業地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
8	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越東地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,577 m	6.0~ 7.0	川越町の一部	企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	川越町 四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 高松地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,175 m	5.4- 7.0	川越町・四日市市 の一部	市街地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	646	5.4- 7.0			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
10	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富洲原港地区	桑名・四日市 ブロック	・富洲原水門を補強することで、高潮・津波に対する安全を確保する。	護岸		2,339 m	1.3- 5.0	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開		9 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
11	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富双地区	桑名・四日市 ブロック	・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・富洲原水門を補強することで、高潮・津波に対する安全を確保する。	護岸	○	254 m	5.0- 5.7	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開		2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
12	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 富田地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全	護岸	○	1,143 m	7.0	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
13	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富田港地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	806 m	1.6- 5.2	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						樋門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
14	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 富田浜地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	2,272 m	5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 霞ヶ浦地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	659 m	5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	267 m	5.5			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
16	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 羽津地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・背後地整備事業との調整	護岸	○	2,727 m	5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
17	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 午起地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	2,263 m	5.1～ 5.7	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
18	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 大協地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	1,856 m	4.6～ 5.2	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	4 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
19	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 運河地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	2,620 m	1.5～ 4.8	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
20	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 1号地地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	胸壁	○	2,121 m	3.8～ 4.8	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	22 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
21	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 2号地地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	胸壁	○	3,619 m	4.2～ 5.8	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	32 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 塩浜地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する危険性があることから背後地を守る 必要がある。	護岸	○	1,434 m	4.5- 4.8	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修 を行う。
						胸壁	○	884 m	4.6- 4.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修 を行う。
						陸閘	○	7 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
						樋門	○	4 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
23	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 石原地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する危険性があることから背後地を守る 必要がある。	護岸	○	3,458 m	4.6- 6.7	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						陸閘	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
						樋門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
24	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局) 四日市港管理組合 (港湾局)	四日市海岸 磯津地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	401 m	3.1- 5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	300 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						突堤	○	103 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
25	四日市 市	四日市市 (水産庁)	磯津漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・砂浜の保全を行う。 ・貴重な動植物の保全を行う。 ・景観へ配慮する。	堤防	○	1,407 m	5.0- 6.6	四日市市の一部	市街地	日常巡視、月1回の目視による点検及び台風や 地震等の災害発生後の臨時点検を行い、必要が あると認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年に6回程度、定期 点検を行う。
						離岸堤		80 m	—			日常巡視及び台風や地震等の災害発生後の臨 時点検を行い、必要があると認められた箇所へ の補修を行う。
						養浜		-	—			日常巡視及び台風や地震等の災害発生後の臨 時点検を行い、必要があると認められた箇所へ の補修を行う。
26	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	楠海岸 吉崎地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	堤防	○	1,342 m	2.0- 6.6	四日市市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
27	四日市 市	三重県 (農村振興局)	楠海岸 楠地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	511 m	5.5- 5.5	四日市市の一部	原野・企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
28	四日市 市	四日市市 (水産庁)	楠漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・貴重な動植物の保全を行う。 ・景観へ配慮する。	堤防	○	1,092 m	5.6- 6.4	四日市市の一部	市街地	日常巡視、月1回の目視による点検及び台風や 地震等の災害発生後の臨時点検を行い、必要が あると認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年に6回程度、定期 点検を行う。
29	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	楠海岸 南五味塚地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	273 m	5.1	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
30	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 南長太地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,176 m	5.6- 6.2	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	286 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
31	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	鈴鹿漁港海岸 北長太・下箕田地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全	堤防	○	2,005 m	0.3-6.2	鈴鹿市の一部	農地・市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	6 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
						砂浜		330 m	—			地域住民の利用が多いことから、安全利用のた めの状況を監視する
32	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 下箕田地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,564 m	6.2- 6.3	鈴鹿市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	120 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	804 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	若松漁港海岸 若松地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全	堤防	○	731 m	1.7- 6.2	鈴鹿市の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	4 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
						砂浜		210 m	—			地域住民の利用が多いことから、安全利用のための状況を監視する
34	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 北若松地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	223 m	6.4	鈴鹿市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	200 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	131 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
35	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 山中地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,427 m	6.2	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	950 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	850 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
36	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 西河原地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	277 m	4.2	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
37	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 千代崎地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	244 m	4.7	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	197 m	4.2			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
38	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 原永地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	1,504 m	5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	1,200 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
39	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 南若松地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	711 m	5.8	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	460 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	242 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
40	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	白子漁港海岸 白子地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	940 m	2.1～ 4.7	鈴鹿市の一部	農地・市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	3 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
41	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 江島地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	937 m	5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	770 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
42	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 白子地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	78 m	4.4	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	14 m	4.4			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						水門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
43	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 前浜地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,062 m	4.7- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	8 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
44	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 磯山地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	2,384 m	5.7- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	140 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
45	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	河芸海岸 千里地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	932 m	5.0- 5.7	津市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	297 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
46	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	河芸海岸 上野地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮 ・マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,776 m	5.7	津市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
47	津市	三重県 (水産庁)	白塚漁港海岸 (河芸工区)	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	1,000 m	6.0- 6.0	津市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	720 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、月1回定期点検を行う。
48	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	津海岸 白塚地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮	堤防	○	926 m	5.7	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
49	津市	三重県 (水産庁)	白塚漁港海岸 (白塚工区)	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	1,260 m	6.0- 6.0	津市の一部	市街地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	600 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の動作確認を実施し、適切に維持・修繕を行う。
50	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	津海岸 栗真地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,407 m	6.0	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	31 m	6.0			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
51	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 河芸地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,527 m	4.4- 6.2	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	590 m	4.4- 6.2			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
52	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 松本崎地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	214 m	4.4	津市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
53	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 中河原乙部地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,194 m	6.0	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	540 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
54	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 阿漕藤枝米津地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,575 m	6.0	津市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	720 m	6.0			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	159 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
55	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 伊倉津地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	2,430 m	5.2~ 5.9	津市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—	津市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
56	津市	津市 (水産庁)	香良洲漁港海岸	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	902 m	4.1~ 6.0	津市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	350 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
57	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 香良洲地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,388 m	6.1~ 6.2	津市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	151 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

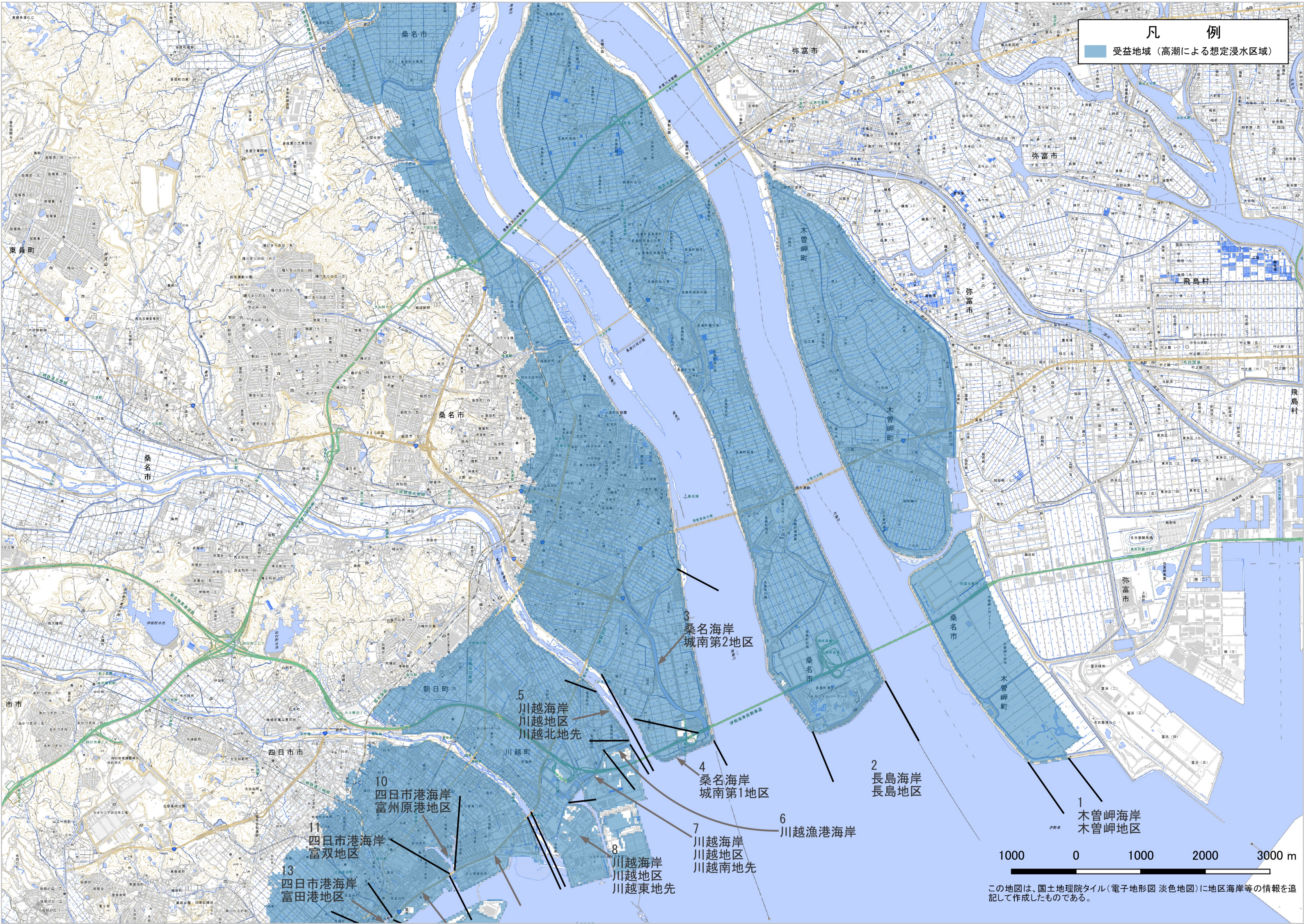
区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
58	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 鰐地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,647 m	6.0	松阪市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	343 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
59	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 天白地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,668 m	6.0	松阪市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
60	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 松ヶ崎地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	378 m	6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
61	松阪市	松阪市 (水産庁)	狛師漁港海岸 松阪市地区	松阪・伊勢 ブロック	・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,278 m	5.8~ 7.6	松阪市の一部	農地・住宅地	年1回程度、目視点検を行う。 台風・高潮等による事後点検(適時)
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう年1回程度、定期点検を行う。
62	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 狛師地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	453 m	6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
63	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 大口地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	873 m	3.3~ 6.2	松阪市の一部	企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						胸壁	○	913 m	3.3~ 6.2			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	16 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「〇」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
64	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 西黒部地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	411 m	6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	262 m	6.0			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	150 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
65	松阪市	三重県 (水管理・国土保全局)	松阪海岸 吹井ノ浦地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴・潮干狩り・たてぼし等の利用を考慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,151 m	6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	1,602 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
66	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 川尻地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴・潮干狩り・たてぼし等の利用を考慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,204 m	6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	354 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	331 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
67	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 下御糸地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	548 m	4.4~ 6.0	明和町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
68	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 北藤原地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	153 m	6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	60 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	354 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
69	明和町	明和町 (水産庁)	下御糸漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・クロノリの養殖等に配慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	398 m	6.0~ 6.0	明和町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の点検、年1回の巡視点検を実施し、必要と認められる箇所を補修する。
						陸閘		2 基	—			台風や地震等の災害発生後の点検、年1回の巡視点検を実施し、必要と認められる箇所を補修する。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
70	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 浜田地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動・釣り・潮干狩り等の利用を考慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,824 m	6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	56 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	75 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
71	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動・海水浴・花火大会・釣り・潮干狩り等の利用との調整	堤防	○	1,804 m	6.0	明和町の一部	農地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	600 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
72	明和町	明和町 (水産庁)	大淀漁港海岸 大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・貴重な動植物の保全を図る	堤防	○	1,743 m	3.4～6.0	明和町・伊勢市の 一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	241 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
73	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	大淀漁港海岸 東大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防	○	1,330 m	3.5～6.0	明和町・伊勢市の 一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
74	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 北浜地区 北浜西地先	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,077 m	6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	958 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	42 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
75	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	村松漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防 護岸	○	872 m	3.6-6.0	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	8 基	—			月1回程度の点検及び台風や地震時の災害発生 後の臨時点検を行い、必要な箇所への補修を行 う。
						樋門	○	1 基	—			
76	伊勢市	三重県 (農村振興局)	伊勢海岸 村松地区	松阪・伊勢 ブロック	・侵食対策を図る。 ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・砂浜・既存の動物・クロノリの養殖等に配慮する。	堤防	○	1,011 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	3 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
						砂浜	◎	1,011 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
77	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 北浜地区 北浜東地先	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・潮干狩等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	241 m	6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	38 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
78	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	豊北漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防	○	3,647 m	3.4-6.0	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘		17 基	—			月1回程度の点検及び台風や地震時の災害発生 後の臨時点検を行い、必要な箇所への補修を行 う。
79	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 東豊浜地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動・海水浴・釣り・潮干狩り等の利用を考慮 する	堤防	○	272 m	6.0	伊勢市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	124 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
80	伊勢市	三重県 (港湾局)	宇治山田港海岸 大湊地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮	堤防	○	1,335 m	6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
81	伊勢市	三重県 (港湾局)	宇治山田港海岸 二見地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,619 m	3.8- 4.3	伊勢市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	416 m	3.8- 4.3			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	1,548 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	17 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
82	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見浦海岸 江地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	642 m	2.8- 6.2	伊勢市の一部	住宅地・観光施設	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
83	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見浦海岸 神前地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	577 m	5.0- 5.2	伊勢市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	19 m	5.0- 5.2			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	53 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

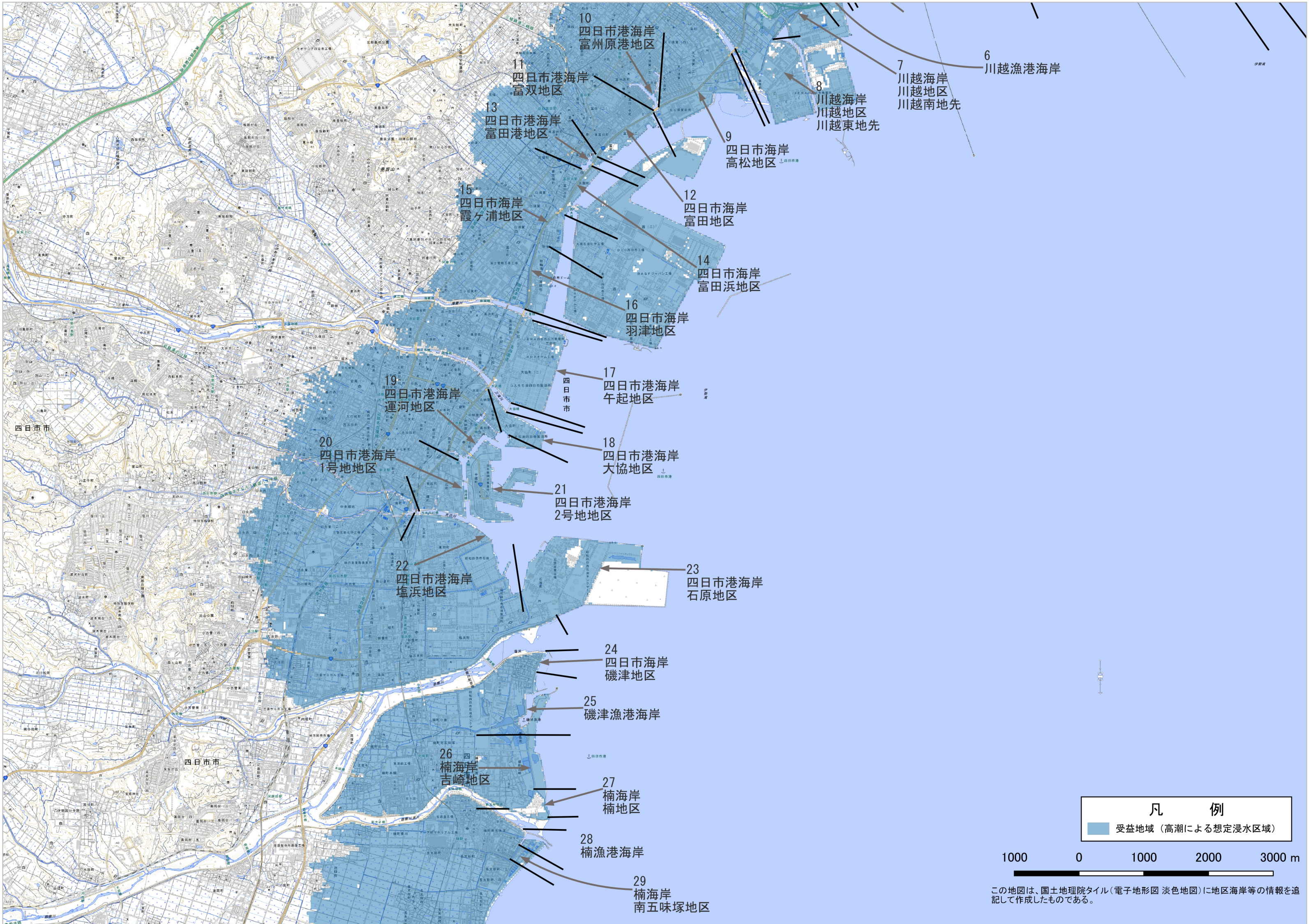


凡 例

受益地域（高潮による想定浸水区域）

1000 0 1000 2000 3000 m

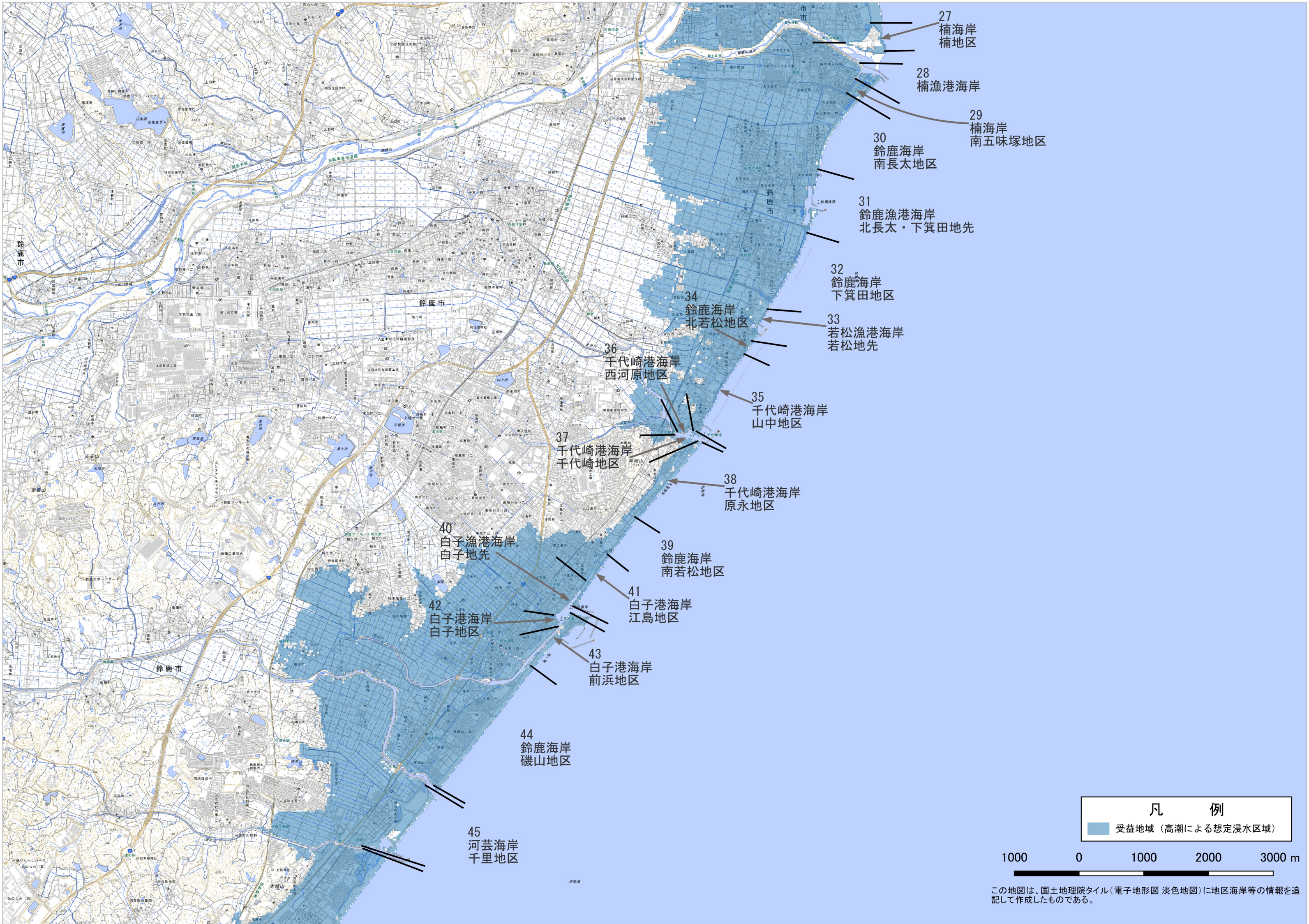
この地図は、国土院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

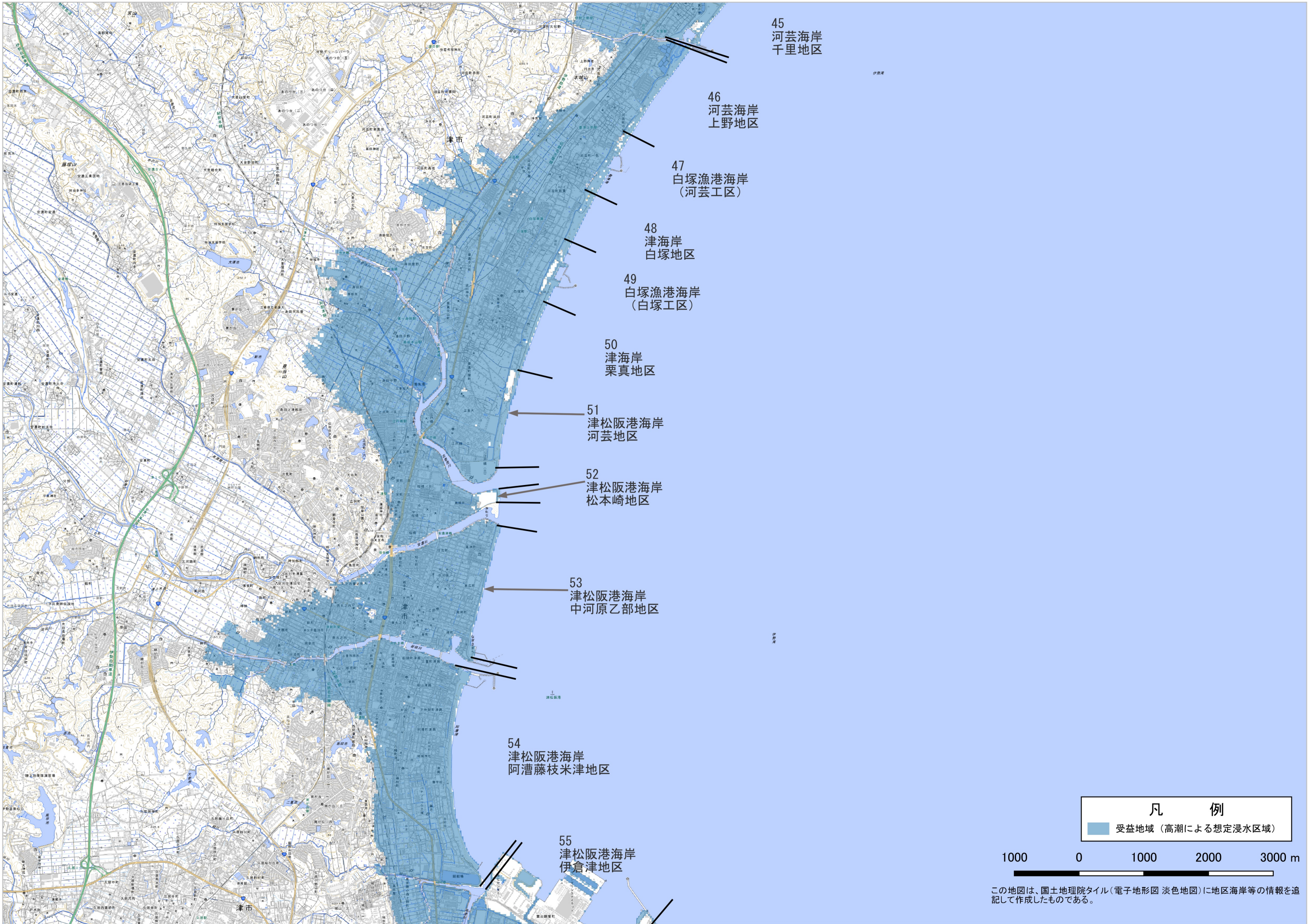


凡 例
受益地域 (高潮による想定浸水区域)

1000 0 1000 2000 3000 m

この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

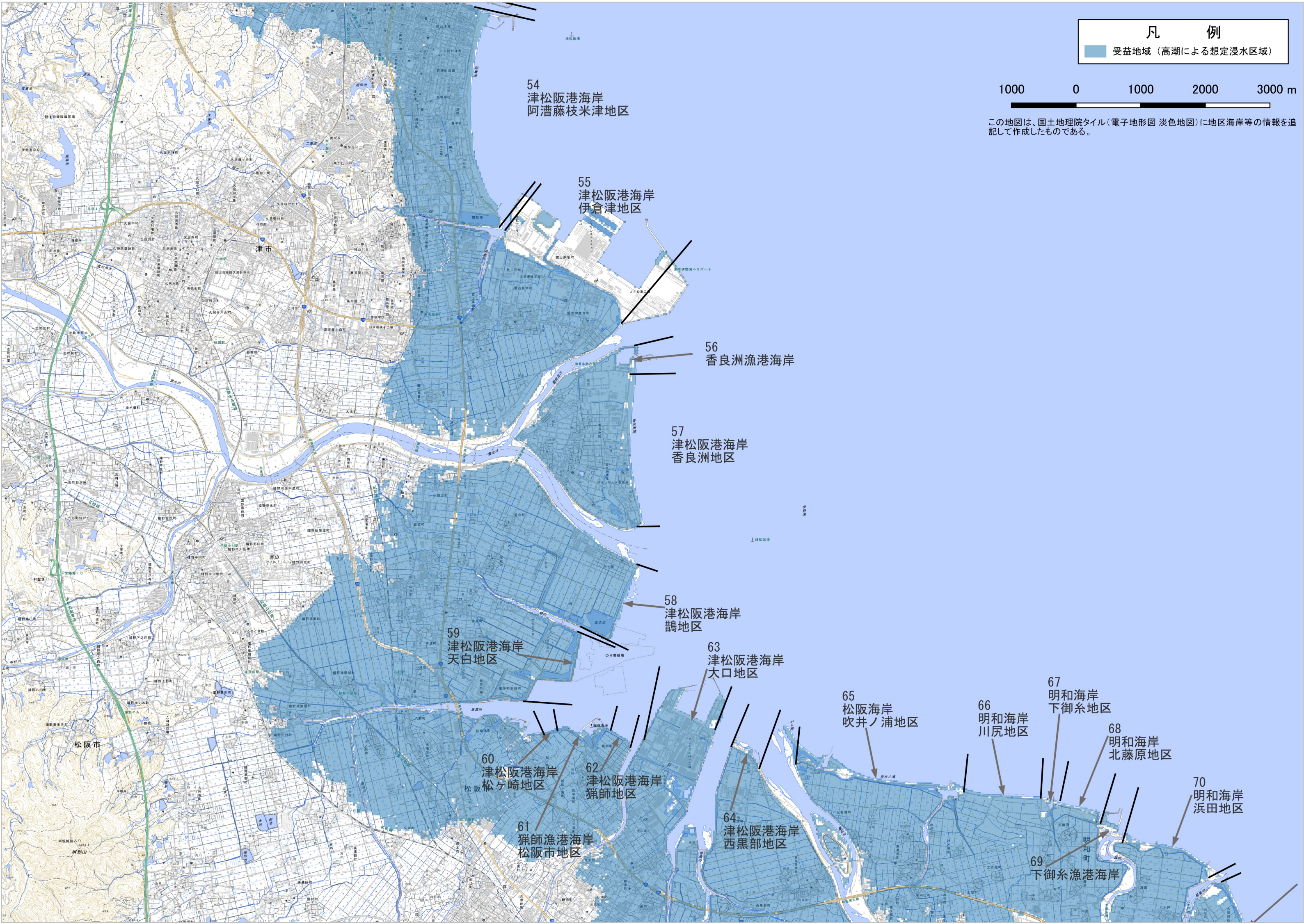




凡 例
受益地域（高潮による想定浸水区域）

1000 0 1000 2000 3000 m

この地図は、国土地理院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



凡 例

受益地域（高潮による想定浸水区域）

1000 0 1000 2000 3000 m

この地図は、国土地理院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

54
津松阪港海岸
阿漕藤枝米津地区

55
津松阪港海岸
伊倉津地区

56
香良洲漁港海岸

57
津松阪港海岸
香良洲地区

58
津松阪港海岸
鵠地区

59
津松阪港海岸
天白地区

63
津松阪港海岸
大口地区

65
松阪海岸
吹井ノ浦地区

66
明和海岸
川尻地区

67
明和海岸
下御糸地区

68
明和海岸
北藤原地区

70
明和海岸
浜田地区

69
下御糸漁港海岸

60
津松阪港海岸
松ヶ崎地区

62
津松阪港海岸
狹師地区

61
狹師漁港海岸
松阪市地区

64
津松阪港海岸
西黒部地区

凡例

受益地域（高潮による想定浸水区域）



この地図は、国土地理院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

